

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（灰塚地区地区計画）を設定する。

② 計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 7年 9月12日	
2. 下協議（県の回答）	令和 7年10月22日	
3. 原案作成	令和 8年 2月下旬	
4. パブリックコメント	令和 8年 3月上旬 ～4月上旬	基山町まちづくり基本条例に基づき30日間
5. 地元説明会	令和 8年 4月中旬	
6. パブリックコメントに基づく原案に対する意見の募集	令和 8年 4月上旬 ～4月中旬	基山町まちづくり基本条例に基づき 意見書提出期間2週間
7. 公聴会	令和 8年 4月中旬	
8. 都市計画案の作成	令和 8年 5月上旬	
9. 県と事前協議	令和 8年 5月中旬	
10. 事前協議（県の回答）	令和 8年 6月上旬	
11. 案の公告・縦覧	令和 8年 6月中旬 ～6月下旬	縦覧期間2週間 意見書提出期間2週間
12. 基山町都市計画審議会	令和 8年 7月上旬	
13. 県への協議申出	令和 8年 7月中旬	
14. 県の回答	令和 8年 8月中旬	
15. 決定告示	令和 8年 8月下旬	

③対象地区

三養基郡基山町大字小倉字灰塚83番1、64番1、79番2、66番1

計4筆